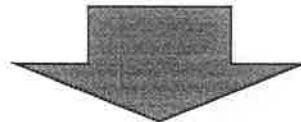


緊急事態宣言

■全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態となつた場合、内閣総理大臣は「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行う。（法第32条）

緊急事態宣言発生の際の措置

■実施すべき期間、区域が公示されます。



市は、速やかに対策本部を設置するとともに、国の基本的対応方針に基づき必要な措置を講じます。

①外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示（潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮）

※都道府県知事は住民に対し外出の自粛を要請できる。また、罰則はないものの、多数の者が利用する施設（学校、社会福祉施設、建築物の床面積が1000m²を超える劇場、映画館や体育館など）の使用制限・停止又は催物の開催の制限・停止を要請することができる。
正当な理由がないのに要請に応じないときは、特に必要があると認めるときに限り、要請に係る措置を講ずるべきことを指示できる。
外出自粛や使用制限の期間は、新型インフルエンザ発生後の最初の1～2週間が目安とされている。

②住民に対する予防接種の実施（国による必要な財政負担）

③医療提供体制の確保（臨時の医療施設等）

※臨時の医療施設を開設するため、土地や建物を強制使用することも可能である。

④緊急物資の運送の要請・指示

⑤政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用

※都道府県知事等は、新型インフルエンザ等の対応に必要な物資の売渡しを業者に要請することができる。不當に応じない場合は収用することも可能である。また、不當に売渡しに応じなかった業者に対して、罰則を適用することもできる。

⑥埋葬・火葬の特例

※遺体からの感染を防ぐため、遺体について全体を覆う非透過性納体袋に収容。密閉することが望ましい。遺族等の意向に配慮しつつ、極力そのままの状態で火葬するよう努める。また、本感染症により亡くなられた方の遺体は、24時間以内に火葬することができる。必須でない。

⑦生活関連物資等の価格の安定（国民生活安定緊急措置法等の的確な運用）

⑧行政上の申請期限の延長等

⑨政府関係金融機関等による融資

